

事務連絡  
令和2年3月4日

市内指定計画相談支援事業者  
市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課  
西宮市法人指導課

### 新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の取り扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」（令和2年2月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等により示されているところですが、相談支援業務について当市においては次の通りとします。

### 記

#### 1. モニタリングの実施について

感染拡大防止の観点から、利用者、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意向を確認した上で、居宅での面接に代えて、電話等により利用者等へ確認したことを記録することをもって、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定計画相談支援基準」という。）第15条第3項及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定障害児相談支援基準」という。）第15条第3項に定めるモニタリングを実施することも可能とします。

#### 2. サービス担当者（本人中心支援）会議の開催について

感染拡大防止の観点から、指定計画相談支援基準第15条第2項第11号及び指定障害児相談支援基準第15条第2項第10号に定めるサービス担当者会議について、利用者等の意向を確認した上で、サービス担当者についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により意見を求めることも可能とします。なお、この場合、電話や文書等の照会により意見を求めたことを記録することが必要となります。

#### 3. 各種加算について

##### ア 特定事業所加算

感染拡大防止の理由に、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。

#### イ 入院時情報連携加算

感染拡大防止の理由から、医療機関へ出向くことができずに当該医療機関の職員と面談できなかった場合は、すべて入院時情報連携加算（Ⅱ）で算定してください。

#### ウ 退院・退所加算

感染拡大防止の理由から、障害者支援施設等の職員と面談ができない場合に、当該職員への電話や文書等の照会により必要な情報の提供を受けることで、算定を可能とします。ただし、当該情報提供を受けた方法・内容を記録することが必要です。

#### エ 医療・保育・教育機関等連携加算

感染拡大防止の理由から、福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談ができない場合に、当該職員等への電話や文書等の照会により必要な情報の提供を受けることで、算定を可能とします。ただし、当該情報提供を受けた方法・内容を記録することが必要です。

#### オ サービス担当者会議実施加算

感染拡大防止の理由から、サービス担当者会議について、利用者等の意向を確認した上で、サービス担当者についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により意見を求めることで算定を可能とします。なお、この場合、電話や文書等の照会により意見を求めたことを記録することが必要となります。

#### カ サービス提供時モニタリング加算

感染拡大防止の理由であっても、サービスの提供現場を訪問できない場合は算定できません。

### 4. 期間

今般の取り扱いは、令和2年3月末までとしますが、必要に応じて、追ってご連絡をする場合があります。

以上

#### 【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082